

ドットコモディティ受渡細則

（目的）

第 1 条 本細則は、お客様と当社との取引において、商品先物取引の受渡しによる決済について適用するものです。

（対象商品）

第 2 条 当社では、金および白金について受渡しによる決済を行うこととし、これ以外の商品については、受渡しによる決済を行わないものとします。

（条件）

第 3 条 当社は、前条に規定する対象商品の当月限の納会日が属する月の 10 日（休業日の場合は繰上げ）の日中立会終了時点において、対象商品の当月限に建玉を有しているお客様が、受渡しによる決済を希望された場合に、受渡しによる決済を行うことができるものとします。

（意思表示）

第 4 条 受渡しによる決済を希望するお客様は、当月限納会日 6 営業日前の 16 時までに、受渡しによる決済を希望する旨の意思表示を、当社が定める方法で行うものとします。

2. 当社は、受渡しによる決済の対象となる建玉（以下、「対象建玉」といいます。）が買い建玉の場合、お客様に受渡し総代金の概算（以下、「受渡し総代金見込額」といいます。）を計算し、当月限納会日 4 営業日前までに通知するものとします。

3. お客様が期日までに、第 1 項に定めた方法により受渡しによる決済の意思表示を行わない場合は、ドットコモディティ取引規程（以下、「取引規程」といいます。）第 21 条第 3 項の規定を適用します。

（受渡し代金等）

第 5 条 受渡しによる決済を行うお客様が買方である場合は、通知された受渡し総代金見込額を、納会日の 3 営業日前の当社が定める時刻までに当社が定める方法にて当社に預託するか、もしくは納会日 3 営業日前の日中立会終了時の取引口座内に、受渡し総代金見込額以上の返還可能額が存在する状態を保持するものとします。

2. 受渡しによる決済を行うお客様が売方の場合は、納会日 4 営業日前までに、受渡し日までの保管料の支払いが済んでいることが明記された倉荷証券を、当社に対して当社が定める方法にて預託するものとします。

3. 第 1 項の受渡し総代金見込額及び前項の倉荷証券は、対象建玉の受渡しによる決済に用いられるものであり、対象建玉を含め未決済の建玉に係る取引証拠金には充当できません。

4. 当社は、納会値の決定後、決定の翌営業日までに受渡し総代金を計算します。その後、当社は、買方のお客様について、預託を受けた受渡し総代金見込額に基づいて清算処理を行い、

不足が生じた場合はその旨とその額をあらかじめ登録いただいたお客様の電子メールアドレス宛に通知し、余剰が生じた場合は遅滞無くお客様の取引証拠金として振替えを行います。

5. 前項の不足額が納会日の日中立会終了時点におけるお客様の返還可能額以下の場合は、この返還可能額を出金処理することで当該不足金に充当し、その旨を合わせて通知します。

6. 第4項の不足額が納会日の日中立会終了時点におけるお客様の返還可能額を超える場合は、返還可能額全額を当該不足金に充当したうえで、残りの不足金を請求します。

7. 前項の場合には、取引規程第21条を準用します。

8. 当社は、売方のお客様について、受渡し総代金より受渡しによる決済に係る諸経費を控除した後その残金をお客様の取引証拠金に振替えます。

（地金の受渡し）

第6条 当社は、買方のお客様に、納会日後に通知する受渡し通知書に記載されている地金と同重量の東京商品取引所受渡供用品の地金をお客様の登録住所へ送付します。

2. お客様は、前項供用品について、ブランド等の指定はできないものとします。

3. 前項における送付費用及び送付に係る保険料は、お客様の負担とします。

（重量差金の清算）

第8条 受渡しによる決済を行う銘柄の受渡供用品の供用量目に許容限度が認められている場合であって、その受けることとなる供用品の量目に増量が発生している場合、その増量相当額の清算を本細則第5条第5項及び6項を準用し、請求するものとします。また、本条の清算が終了した後に、受渡しが完了するものとします。

（手数料）

第9条 受渡しによる決済に係る手数料は、1枚あたり7,200円（税込）といたします。

以上

施行日 平成26年4月1日